

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

令和 7 年 3 月 28 日

松江地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項第4号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 松江地方検察庁 令和 5 年第 3 号
- 2 犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日 令和 7 年 3 月 28 日
- 3 終了決定をした理由

特別支給手続を開始したが、法第20条において準用する法第9条第1項の規定による申請がなかったため

- 4 この公告に関する問い合わせ先

〒690-0886 松江市母衣町50番地

松江地方検察庁 被害回復給付金担当

電話番号（代表） 0852-32-6700 内線336

- 上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（松江地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記4のとおり）。
- 当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（松江地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。